

暖房用燃料油単価購入契約書（案）

品目、数量及び金額

品目	予定数量	契約単価	備考
A重油	28,000L	円	

※契約単価には、取引に係る消費税及び地方消費税相当額は含まない。

履行期間 令和2年11月20日から令和3年3月31日まで

納入場所及び納入方法 福島県立石川支援学校（本校）地下タンク貯蔵所

甲の担当職員の指示により、指定された数量を納入する。

契約保証金

発注者「福島県」（以下「甲」という）と受注者「」（以下「乙」という）とは、次の条項の定めるところにより購入契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は頭書の契約の期間中、頭書の金額をもって、頭書の場所に納入しなければならない。

2 納入すべき時期及び数量については、甲が乙に対して必要の都度通知するものとする。

（検査）

第2条 甲は必要と認めた時には納入物品の品質検査をすることができる。なお検査に要する費用は乙の負担とする。

2 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は自己の費用をもって引き取り、かつ納入期限内又は甲の指定する期日までに補充しなければならない。当該補充後の物品にかかる物品の検査については、前条の規定を準用する。

（所有権の移転）

第3条 物品の所有権は、甲の検査の結果合格と認め、その引き渡しを受けたときに乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、毀損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

（代金の支払い）

第4条 乙は毎月末日において、当月分の納品数量に契約単価を乗じた金額（円未満切捨）に、消費税及び地方消費税を加えた金額を請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に代金を支払うものと

する。

- 3 甲が、自己の責めに帰すべき事由により、この契約に定める代金の支払いを遅延した場合は、当該代金について、乙は甲に対し各支払期限到来の翌日から遅延した支払いをする日までの日数に応じ、年2.6%の割合で計算した(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる)遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証責任)

- 第5条 乙は物品を引き渡した後、乙の責めに帰すべき事由による物品の契約条件との相違又は引き渡しの前の原因によって生じた物品の品質不良、変質、その他の瑕疵につき補填の責に任じるものとし、かつ、乙は代品の納入、瑕疵の補修若しくは代金の減額につき甲からの請求のあるときは、これに応じるものとする。

(予定数量)

- 第6条 この契約期間中、頭書の予定数量に満たなくとも、残数量については期間満了日をもって打ち切るものとし、また予定数量を超えても契約単価により購入できるものとする。

(甲の解除権)

- 第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 乙の責に帰すべき事由により、契約期間内に頭書の物品を納入することができないと明らかに認められるとき。
- 二 前号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 三 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(契約の相手方が個人である場合にはその者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められ

るとき。

キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

四 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（談合その他不正行為による損害賠償）

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として予定数量から納入済数量を差し引いた数量に契約単価を乗じて得た額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による損害賠償）

第 9 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 2 条第 9 項の規定に基づく公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が認める場合はこの限りではない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

なお、甲が受けた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(市場価格の変動等に基づく契約の変更)

第10条 甲又は乙は、契約期間中の市場価格の激変等、予期できなかった事由の発生により契約単価が著しく不適當となったときは、相手方に対して契約単価又は給付の内容の変更を求めることができる。

(代表者変更の届出)

第11条 乙が代表者の名義を変更するときは、遅滞なく名義変更に係る登記簿謄本その他これを証する書面を添えて甲に申し出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(契約外の事項)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第14条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約書の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

甲 (住所)

(氏名) 福島県

福島県立石川支援学校長 猪狩 良一

乙 (住所)

(氏名)